

屋外広告物条例の規定による屋外広告物を表示し、又は屋外広告物を掲出する物件を設置しようとする地域又は場所の区分の指定（平成23年岩手県告示第254号）の一部を次のように改正する。

令和2年3月13日

岩手県知事 達 増 拓 也

改正前	改正後
<p>1 条例第6条第2項第1号アの規定により指定する範囲</p> <p>(1) 次に掲げる文化財から500メートル以内の地域（平泉町の区域を除く。）</p> <p>ア～セ [略]</p>	<p>1 条例第6条第2項第1号アの規定により指定する範囲</p> <p>(1) 次に掲げる文化財から500メートル以内の地域（平泉町の区域を除く。）</p> <p>ア～セ [略]</p> <p><u>ソ 小岩井農場施設本部事務所（岩手郡雫石町丸谷地所在）</u></p> <p><u>タ 小岩井農場施設本部第一号倉庫（岩手郡雫石町丸谷地所在）</u></p> <p><u>チ 小岩井農場施設本部第二号倉庫（岩手郡雫石町丸谷地所在）</u></p> <p><u>ツ 小岩井農場施設乗馬厩（岩手郡雫石町丸谷地所在）</u></p> <p><u>テ 小岩井農場施設倶楽部（岩手郡雫石町丸谷地所在）</u></p> <p><u>ト 小岩井農場施設第一号牛舎（岩手郡雫石町丸谷地所在）</u></p> <p><u>ナ 小岩井農場施設第二号牛舎（岩手郡雫石町丸谷地所在）</u></p> <p><u>ニ 小岩井農場施設第三号牛舎（岩手郡雫石町丸谷地所在）</u></p> <p><u>ヌ 小岩井農場施設第四号牛舎（岩手郡雫石町丸谷地所在）</u></p> <p><u>ネ 小岩井農場施設種牡牛舎（岩手郡雫石町丸谷地所在）</u></p> <p><u>ノ 小岩井農場施設育牛部倉庫（岩手郡雫石町丸谷地所在）</u></p> <p><u>ハ 小岩井農場施設第一号サイロ（岩手郡雫石町丸谷地所在）</u></p> <p><u>ヒ 小岩井農場施設第二号サイロ（岩手郡雫石町丸谷地所在）</u></p> <p><u>フ 小岩井農場施設秤量場（岩手郡雫石町丸谷地所在）</u></p> <p><u>ヘ 小岩井農場施設冷蔵庫（岩手郡雫石町丸谷地所在）</u></p> <p><u>ホ 小岩井農場施設四階建倉庫（岩手郡雫石町丸谷地所在）</u></p> <p><u>マ 小岩井農場施設玉蜀黍小屋（岩手郡雫石町丸谷地所在）</u></p> <p><u>ミ 小岩井農場施設耕耘部倉庫（岩手郡雫石町丸谷地所在）</u></p>

<p>(2) 次に掲げる文化財から100メートル以内の地域 ア～ク [略]</p> <p>(3) [略]</p> <p>2 条例第6条第2項第1号カの規定により指定する範囲 次に掲げる文化財から100メートル以内の地域 (1)～(27) [略]</p> <p>5 条例第6条第2項第2号の規定により指定する地域及び場所</p> <p>(1) <u>東北縦貫自動車道及び東北横断自動車道の全線</u>（盛岡市及び平泉町の区域にあるものを除く。）並びにその両側500メートル以内の地域（これらの道路上から展望できない地域、都市計画法第8条第1項又は第2項の規定により定められた近隣商業地域、商業地域、準工業地域、工業地域及び工業専用地域並びに盛岡市及び平泉町の区域を除く。）</p> <p>(2) <u>一般国道283号</u>（道路法（昭和27年法律第180号）第48条の2第2項の規定に基づき自動車専用道路として指定された区間に限る。）及びその両側500メートル以内の地域（当該道路上から展望できない地域並びに都市計画法第8条第1項又は第2項の規定により定められた近隣商業地域、商業地域、準工業地域、工業地域及び工業専用地域を除く。）</p> <p>(3) [略]</p>	<p>(2) 次に掲げる文化財から100メートル以内の地域 ア～ク [略] <u>ケ 平井家住宅（紫波郡紫波町日詰字郡山駅所在）</u></p> <p>(3) [略]</p> <p>2 条例第6条第2項第1号カの規定により指定する範囲 次に掲げる文化財から100メートル以内の地域 (1)～(27) [略] <u>(28) 本宮観音堂（胆沢郡金ヶ崎町西根本宮後所在）</u></p> <p>5 条例第6条第2項第2号の規定により指定する地域及び場所</p> <p>(1) <u>東北縦貫自動車道、東北横断自動車道、三陸縦貫自動車道、八戸・久慈自動車道及び三陸北縦貫道路の全線</u>（盛岡市、<u>陸前高田市</u>及び平泉町の区域にあるものを除く。）並びにその両側500メートル以内の地域（これらの道路上から展望できない地域、都市計画法第8条第1項又は第2項の規定により定められた近隣商業地域、商業地域、準工業地域、工業地域及び工業専用地域並びに盛岡市、<u>陸前高田市</u>及び平泉町の区域を除く。）</p> <p>(2) <u>一般国道106号</u>（道路法（昭和27年法律第180号）第48条の2第2項の規定に基づき自動車専用道路として指定された区間に限る。）及びその両側500メートル以内の地域（当該道路上から展望できない地域並びに都市計画法第8条第1項又は第2項の規定により定められた近隣商業地域、商業地域、準工業地域、工業地域及び工業専用地域<u>並びに盛岡市の区域</u>を除く。）</p> <p>(3) [略]</p>
<p>備考 改正部分は、下線の部分である。</p>	